

特定外来生物バスター「身近に潜む外来種を駆除しよう」

本県には「外来生物法」に基づく特定外来生物として、オオキンケイギク（植物）やアライグマ（動物）など少なくとも13種の動植物が確認されています。

石川県では、「外来種を入れない、捨てない、拡げない」という「外来種被害予防3原則」の普及啓発や情報発信に努めているところですが、特定外来生物を自宅の庭に植えたり、ため池に放出するなどの行為が見受けられることから、生態系への影響が懸念されています。

このため、県民に外来種に対する正しい知識を伝え、積極的な防除への参画を推進するため、特定外来生物「オオキンケイギク」の除去イベントを開催します。

当日は、正しい除去方法をレクチャー後、参加者全員でオオキンケイギクの除去活動を実施します。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 令和元年6月1日（土）9：00～
（小雨決行、荒天の場合は中止） |
| 2 場 所 | 加賀市 柴山潟 北東岸遊歩道沿い（加賀市干拓町）※別紙参照 |
| 3 参 加 者 | 柴山潟周辺の加賀市住民など（50名程度） |
| 4 日 程 | 8：45 受付
9：00 開会
オオキンケイギク除去方法等説明
作業開始
10：30頃 作業終了、閉会 |
| 5 主 催 | 石川県・加賀市 |

（参考）特定外来生物

外来種の中でも特に在来の生態系や人間の健康に影響を与えるとして、外来生物法に基づき指定された生物。飼育や栽培、運搬、野外への放出は禁止されており、罰則規定がある。

●集合場所・作業場所 柴山潟排水機場前

※駐車場のスペースに限りがあるので、乗り合わせにご協力ください。



地図データ ©2015 Google, ZENRIN

●オオキンケイギク

【特徴】

花：開花期は5～7月

直径5～7cmの鮮やかな黄色の花で、
花びらの先は4～5裂する

茎：高さ30～70cm、根本から多数の茎を
伸ばして株立ち状になる

葉：3～5の小片に分かれ、両面とも粗い毛がある。
対生または一部互生

※オオキンケイギクは種子で増えるほか、根からも再生します。



【除去方法】

- ・花が咲いて、まだ結実しない（種子が熟しない）頃が除去の適期。
- ・根ごと抜き取るのが最も良い。雨が続かなければ、数日、その場に置いて枯死させる。
- ・抜き取るのが困難な場合は、地上部を刈り払う。ただし、根絶するには何年もかかる。
- ・種子が実ってしまったら、除根・刈り払い後、その場で袋に入れて数日置き、枯死させる。また、種子の拡散を防ぐよう留意する。
- ・生育地の土壌には種子（数年は生きている）が含まれている可能性があるため、土も移動をしないようにする。

※繁殖力が強くすぐに増えるため、一度に減らすことは難しいです。

※すこしずつ、できる範囲で駆除していくことが大切です。地域の皆様のご協力をお願いいたします。

(参考) 県内で見られるその他の特定外来生物(植物種)

外来生物法では、特に問題となっている外来種を「特定外来生物」として指定しています。
植物では、オオキンケイギクのほかに、次の3種類の特定外来生物が県内で見られます。



オオハンゴンソウ
【特徴】
花: 開花期は7～10月
黄色の頭状花で直径6～10cm
舌状花は10～14枚
茎: 高さ1～3m
地下茎が横に走っていて群生する
葉: 葉の裏にのみ短毛がある
下部の葉は長い柄がある
上部の葉は短～無柄

アレチウリ
【特徴】
花: 開花期は8～10月
花は黄白色で直径は1cmほど
果実は長さ1cm程の楕円形で鋭い
棘を密生する
茎: 粗い毛を密生したつるで、長さ数～
10数mになる
葉: 径10～20cm 両面が著しくざらつく

オオカワヂシャ
【特徴】
花: 開花期は4～9月
淡紫色～白色の花、果実は球形
花の直径は5mmほど
茎: 高さは30～100cm
地中を横走する根茎から茎を直立
させる
葉: 長楕円形～披針形
鋸歯が不明瞭で全縁に見える

<関連する主なホームページアドレス>

- ◆ 石川県自然環境課のHP <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/index.html>
- ◆ 環境省の生物多様性に関するHP <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>
- ◆ 環境省の外来生物に関するHP <http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>

石川県生活環境部自然環境課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

TEL: 076-225-1476

FAX: 076-225-1479

E-mail: e170500@pref.ishikawa.lg.jp

いしかわの生物多様性を守るために ～外来種の防除～

外来種とは、 人間の活動によって外国や他の地域から入ってきたり、分布を拡げた生物のことをいいます。

外来種は、以下に示すような悪影響を及ぼすことから、近年大きな問題となっています。

外来種が及ぼす影響

生態系への影響

外来種(もともとその地域にいる生きもの)が追いやられるなど自然のバランスがくずれてしまうことがあります。

【捕食】

在来種をたべる



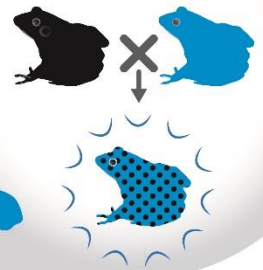
【競合】

在来種の生息・生育環境を奪ってしまったり、餌の奪い合いをする



【遺伝的攪乱】

近縁の在来種と交雑して雑種をつくる



農林水産業への影響

野菜や果物、漁業の対象となる生きもの(魚など)を食べたりして、私たちの生活に影響をあたえることがあります。

農林水産物を食べる



畑を踏み荒らす



人の健康への影響

毒を持っていたり、かまれたりすることにより、私たちの健康に危険がおよぶことがあります。

毒を持っています危険



人をかんだり、刺したりする



身近にもいる！外来種たち

「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」に基づき、148種類(H30.4.1現在)が「特定外来生物」に指定されています。このうち、石川県内には、少なくとも次の13種が確認されています。
このほか、法的な規制はないものの、生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種として、環境省・農林水産省により選定されているアメリカザリガニやミシシippアカミミガメなどが生息しています。

県内で確認されている特定外来生物



「外来生物法」では何が規制される？

- ・ 飼育、栽培、保管及び運搬が禁止されます。
→研究目的などで、適正に管理する施設を持っているなどの特別な場合には許可されます。
- ・ 輸入することが禁止されます。
→飼養等をする許可を受けている者は、輸入することができます。
- ・ 野外へ放つ、植える及びまくことが禁止されます。
- ・ 飼養等の許可を受けた者が、許可を持っていない者に譲渡、引渡し、販売することなどが禁止されます。
- ・ 許可を受けて飼養等する場合は、その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの個体識別等の措置を講じる義務があります。

※ これらの項目に違反した場合、個人の場合、最高で懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合1億円以下の罰金が科せられます。

我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種

特定外来生物とは異なり、法的な規制はないものの、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種として、注意が必要な生物をいいます。

県内にはアメリカザリガニやミシシippアカミミガメ、白山のオオバコ等が生息・生育しています。



外来種被害予防三原則

1 入れない …外来種をむやみに日本に入れない

2 捨てない …飼っている外来種を野外に捨てない

3 拡げない …すでにいる外来種を他地域に拡げない

石川県生活環境部自然環境課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
E-mail: e170500@pref.ishikawa.lg.jp

TEL:076-225-1476 FAX:076-225-1479
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/index.html>